

青森県報

第三千四百二十四号

平成二十三年
八月十日
(水曜日)

目次

告 示

| | | |
|--|----------|---|
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……… | (健康福祉課) | 一 |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定…………… | (同) | 一 |
| 中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の施術所の廃止の届出…………… | (同) | 二 |
| 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………… | (障害福祉課) | 二 |
| 障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定…………… | (同) | 二 |
| 右 同…………… | (同) | 二 |
| 身体障害者福祉法による医師の指定…………… | (同) | 三 |
| 公 告 | | |
| 特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告…………… | (県民生活課) | 三 |
| 青森県労働委員会の委員の辞任に伴う補欠委員の推薦…………… | (労政・能力課) | 三 |
| 建設業者の許可の取消し…………… | (三八地域局) | 五 |
| 右 同…………… | (同) | 五 |
| 右 同…………… | (同) | 五 |
| 右 同…………… | (同) | 五 |
| 右 同…………… | (同) | 五 |
| 右 同…………… | (同) | 六 |

告 示

| | | |
|----------|-----|---|
| 右 同…………… | (同) | 六 |
| 右 同…………… | (同) | 六 |
| 右 同…………… | (同) | 六 |

青森県告示第六百七十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）。以下「例による生活保護法」という。（第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|--------|---------------|---------|
| 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 廃止年月日 |
| 梅村病院 | 弘前市大字石渡一丁目一の六 | 平成三、五、三 |

青森県告示第六百七十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）。以下「例による生活保護法」という。（第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|-----------------------------------|--|----------------------------|
| 名称又は氏名 梅村医院 デンタルオフィスよし だ | 所在地又は住所 弘前市大字石渡一丁目一の六 弘前市大字早稲田三丁目六の九 | 指定年月日 平成三・六・一 三・六・二四 |
|-----------------------------------|--|----------------------------|

青森県告示第六百七十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | |
|-------------|------------------------|------------------------|--|---------------------------|
| 氏 名 齊藤 亨 | 住 所 つがる市木造曙二 三の二 | 施術所の名称 つる田呉本接 骨院 | 施術所の所在地 北津軽郡鶴田町大 字鶴田字沖津一九 四の一 | 廃止 年月日 平成 三・六・二五 |
|-------------|------------------------|------------------------|--|---------------------------|

青森県告示第六百七十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十三年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|---|--|--|
| 名 称 アポテック根城店 百石調剤薬局 五戸調剤薬局 五戸東薬局 一番町薬局 浦町調剤薬局 | 所 在 地 八戸市根城五丁目二の五 上北郡おいらせ町上明堂九の三 三戸郡五戸町字正場沢三の四 三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上三三四の一 八戸市一番町二丁目三の七 青森市勝田一丁目一五の六 | 指定 年月日 平成三・七・三 " " " " " " |
|---|--|--|

青森県告示第六百七十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十三年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|-----------------------|------------------------|------------------|
| 名 称 有限会社松木調 剤薬局 | 所 在 地 むつ市小川町二丁目三の三四 | 指定年月日 平成三・八・一 |
|-----------------------|------------------------|------------------|

青森県告示第六百七十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十三年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|-----|-------|-------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|-----|-------|-------|

| | | |
|------------|-------------------|-------|
| アポテック根城店 | 八戸市根城五丁目二の五 | 平成三〇一 |
| 百石調剤薬局 | 上北郡おいらせ町上明堂九の三 | " |
| 五戸調剤薬局 | 三戸郡五戸町字正場沢三の四 | " |
| 五戸東薬局 | 三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上三三四の一 | " |
| 一番町薬局 | 八戸市一番町二丁目三の七 | " |
| 浦町調剤薬局 | 青森市勝田一丁目一五の六 | " |
| 有限会社安田調剤薬局 | 弘前市大字森町一五の一 | " |

青森県告示第六百七十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十三年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | |
|-------|----------------------|--------------|---------|---------|
| 氏 名 | 加藤 武 | 勤 務 する 病 院 等 | 診 療 科 目 | 指 定 年月日 |
| | 一部事務組合下北医療センターむつ総合病院 | | | |
| 所 在 地 | むつ市小川町一丁目二の八 | | | |

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十三年七月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人レアリサルススポーツクラブ
- 三 代表者の氏名
時本 英知
- 四 主たる事務所の所在地
青森市大字横内字神田二二 青森中央短期大学時本研究室
- 五 定款に記載された目的
この法人は、知的障がいを中心とした障がい児・者に対しスポーツ等の活動の場を提供することにより、障がい児・者の福祉の向上をはかることを目的とする。また、障がいの有無に関係なく、さまざまな交流の場を設けることで社会における障がい理解の促進に寄与することを目的とする。

青森県労働委員会の委員の辞任に伴う補欠委員の推薦

青森県労働委員会第四十三期委員のうち使用者を代表する者（以下「使用者委員」という。）沼田廣が辞任することに伴い、その後任の委員を任命することになったから、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により次のとおり使用者委員の候補者の推薦を求める。

平成二十三年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 推薦資格を有する使用者団体
青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体とする。
- 二 被推薦資格を有する者
候補者となる資格を有する者は、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者とする。

三 推薦期間

平成二十三年八月十日から同月二十三日まで

四 推薦方法

候補者推薦書(第一号様式)及び候補者調書(第二号様式)を所定の期日までに青森県商工労働部労政・能力開発課に提出すること。(推薦書を郵送した場合は、推薦期間内に到着したものを有効とする。)

(第1号様式)

青森県労働委員会使用者委員候補者推薦書

年 月 日

青森県知事 三村甲西 殿

推薦団体
住 所
名 称 及 表 名
び 代 氏 氏 名
印

労働組合法施行令第21条第1項の規定に基づき、青森県労働委員会の使用者を代表する委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

ふい かな 氏 名 年 齢 所 属 会 社 名 住 所

(第2号様式)

候 補 者 調 書

- 1 氏名及び生年月日
- 2 本 籍
- 3 現 住 所
- 4 学 歴 (主な学歴を年月日を付して記入すること。)
- 5 職 歴 (主な職歴を年月日を付して記入すること。)
- 6 労働関係の略歴 (年月日順に記入すること。)

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 中村建設工業株式会社

二 代表者の氏名 関 一郎

三 主たる営業所の所在地 八戸市長苗代二丁目の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一五五五号

五 取消年月日 平成二十三年六月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 中村建設工業株式会社

二 代表者の氏名 関 一郎

三 主たる営業所の所在地 八戸市長苗代二丁目の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一五五五号

五 取消年月日 平成二十三年六月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

左官、電気、板金、ガラス、建具工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

平成二十三年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 中村建設工業株式会社

二 代表者の氏名 関 一郎

三 主たる営業所の所在地 八戸市長苗代二丁目の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一五五五号

五 取消年月日 平成二十三年六月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 中村建設工業株式会社

二 代表者の氏名 関 一郎

- 三 主たる営業所の所在地 八戸市長苗代二丁目一
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一八)第一五五五号
- 五 取消年月日 平成二十三年六月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十三年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 家口建築
- 二 氏名 家口 勝明
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町蒼前東四丁目六の二二三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第三〇〇三二六号
- 五 取消年月日 平成二十三年六月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十三年六月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社岡本工業
- 二 代表者の氏名 岡本 満
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字石手洗字駒ヶ沢三の六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第三〇〇四二八号
- 五 取消年月日 平成二十三年七月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十三年五月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社類家建設
- 二 代表者の氏名 類家 龍雄
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字切谷内字菖蒲川上谷地二七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一二二六五号
- 五 取消年月日 平成二十三年七月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十三年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社ダスクリーン
- 二 代表者の氏名 小林 忠
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字新井田字西平三二の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第三〇〇〇三〇号
- 五 取消年月日 平成二十三年七月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年六月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭